平成28年8月2日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成28年8月2日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社コム　代表者　駒崎浩宣
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都世田谷区給田3-1-17 （本社営業所）　東京都世田谷区給田3-1-17
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　20日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
（６）違反行為の概要	平成28年2月24日及び平成28年3月18日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第4項)、(5)運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　　2点 当該事業者の累積点数　　2点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

平成28年8月2日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成28年8月2日
（２）事業者の氏名又は名称	光輝観光バス株式会社　代表者　東正博
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県新座市新堀2-3-15 （東京営業所）　東京都東久留米市氷川台2-5-17
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　10日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
（６）違反行為の概要	平成28年3月3日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運行に関する状況把握体制の整備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条の2)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第4項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第4項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　　1点 当該事業者の累積点数　　1点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

平成28年8月2日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成28年8月2日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社吉井観光バス　代表者　萩原秀樹
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　群馬県高崎市吉井町坂口738-1 （本社営業所）　群馬県高崎市吉井町坂口738-1
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　20日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	平成28年2月25日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　2点 当該事業者の累積点数　2点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

平成28年8月2日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

（1）行政処分等の年月日	平成28年8月2日
（2）事業者の氏名又は名称	株式会社ウイング観光　代表者　小園純
（3）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県野田市山崎1864 （本店営業所）　千葉県野田市山崎1864
（4）行政処分等の内容	文　書　警　告
（5）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
（6）違反行為の概要	平成28年2月19日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
（7）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　０点 当該事業者の累積点数　０点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

平成28年8月2日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成28年8月2日
（２）事業者の氏名又は名称	西那須観光バス株式会社　代表者　渡辺正夫
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　栃木県那須塩原市北赤田1586-23 （本社営業所）栃木県那須塩原市北赤田1586-23
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　60日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
（６）違反行為の概要	平成28年2月26日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)交替運転者の配置義務違反(運輸規則第21条第6項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第4項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　　6点 当該事業者の累積点数　　6点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)